

1－1－28 受注者の賠償責任

受注者は、次の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 各契約書第 33 条に規定する一般的損害、各契約書第 34 条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 各契約書第 45 条契約書（成果物型）第 42 条、契約書（土木設計等）第 45 条、契約書（測量等）第 45 条に規定する瑕疵責任契約不適合責任に係る損害